

鴨川市地域活動支援センター送迎事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 73 号

鴨川市地域活動支援センター送迎事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市地域活動支援センター送迎事業補助金交付要綱（平成 25 年鴨川市告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。